



# 2012年度 事業報告

自 2012年4月01日  
至 2013年3月31日



社会福祉法人 日本国際社会事業団  
**INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN**  
(ISSJ)

# 2012 年度活動報告 (平成 24 年度)

社会福祉法人 日本国際社会事業団  
INTERNATIONAL SOCIAL SERVICE JAPAN  
常務理事 大森 邦子

この冊子は 2012 年 4 月から 2013 年 3 月までの 1 年間に社会福祉法人日本国際社会事業団 (International Social Service Japan, 以下 I S S J) が行った活動報告です。

2012 年度は東日本の震災の影響がまだ様々な形で残っていました。震災で両親を失った子どもは平成 24 年 3 月 28 日現在 241 人、父母どちらかを亡くした子どもは 1,372 人といわれています。その子どもたちの多くは祖父母や親族に引き取られています。近年、核家族化がすすんできましたが、改めて家族の絆を見直す動きが広がっております。しかし、I S S J には家庭に恵まれない子どもたちや、家族と離れ離れになった難民の人、国際結婚の破綻から生じた家族間の問題を抱える人たちから相談が多く寄せられております。今年度第三国定住難民の人からの相談も始まりました。I S S J は二カ国以上に関わることで解決しうる福祉問題の相談援助を昭和 27 年に日米孤児救済合同委員会として始め、昭和 34 年に当時の厚生省 (現厚生労働省) の認可を受けて社会福祉法人日本国際社会事業団となりました。

I S S J はジュネーブに本部を置く I S S の日本支部の役割も担いながら、二カ国以上にかかわらなければ解決できない福祉問題の相談援助を全国規模で行っている日本で唯一の厚生労働省認可を受けた社会福祉法人です。「国境を越えて愛の手を」をモットーに、人種、国籍、宗教、信条、性別等による差別なく、福祉の専門教育を受けたソーシャルワーカーやカウンセラーが、真摯に問題解決にあたっております。相談は日本国内だけでなく海外からも多く寄せられています。

I S S J の活動は多くの善意の人々からの寄付や浄財によって、また、J K A (旧日本自転車振興会、ケイリン)、日本財団、難民高等弁務官事務所 (U N H C R)、日本メイスン財団、東京都共同募金会、国際ボランティア貯金などの助成団体からの補助金や助成金、団体会員の東洋埠頭株式会社、実践倫理宏正会、三菱マテリアル株式会社、さらに、多くの個人会員の皆様からの寄付金によって支えられております。また厚生労働省、外務省、法務省、入国管理局、各国大使館、家庭裁判所、児童相談所や児童福祉施設、アジア福祉教育財団難民事業本部、F R J (なんみんフォーラム) 等のご協力も大きな支えとなっております。I S S J を支えてくださいました皆様に役職員一同心より御礼申し上げます。

2012 年度は、6 年間理事長を務めました岩井敏氏が 2012 年 7 月 16 日に逝去されましたので、大槻弥栄子が理事長に就任いたしました。また、9 月 15 日に長年住み慣れた中目黒を離れ、御茶ノ水駅から徒歩 5 分のところに事務所を移し、新しい事務所で一層業務に励んでおります。50 カ国を超える世界の国々の人々から相談が寄せられますが、一つ一つのご相談に真摯に向き合っていくためにもスタッフ一同より研鑽を積んでまいりますので、今後も皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

# Ⅰ 相 談 事 業

## 1. 国際養子縁組

この事業は I S S J の発足のきっかけとなった活動であり、J K A ( ケイリン ) の補助金を受けて実施している。I S S J の「国際養子縁組」は、養親となる者および養子となる者の国籍が異なる養子縁組を指す。I S S J の扱う養子縁組には、家庭裁判所に申立てる特別養子縁組と外国人配偶者の連れ子、姪、甥、孫など血縁との普通養子縁組のほか、日本在住の子どもを海外在住の養親候補者に委託し、現地の裁判所に養子縁組を申し立てるケースも含まれる。

養親となる者および養子となる者の国籍が異なる場合、婚姻と同様に養親と養子それぞれの出身国の定めにしたがって養子縁組を行い、届け出る必要がある。その手続きをおこたると、一方の国では養子縁組が効力をもたない事態となる。養親と養子のお出身国に養子縁組を届出し、養子となった子どもと実親との親族関係を終了させ、養子縁組による新たな親子関係が生じないと養親、養子、実親の身分や利益が脅かされることになる。

当事業団は養親希望者から申請書の提出を受けると、オリエンテーション、家庭調査、養親候補者の承認と登録、子どもの委託、適応調査、裁判所への申立て、養子縁組届の提出まで継続的・包括的に養子縁組手続きを援助する。養親希望者が日本に在住している場合は、I S S J のソーシャルワーカーが前述の手続きを担うが、養親希望者が海外に在住している場合、I S S J は養親希望者が住む国・州によって認可された養子縁組機関・団体に養親候補者の家庭調査、委託後の適応調査、報告書の提出を課している。

養親候補者に子どもを委託することが決まると、子どもが暮らす児童福祉施設で養親候補者が受ける実習の調整や子どもが養親候補者の国に入国するためのビザ申請手続きを支援する。子どもが養親候補者の国に入国し同居生活を始めると、家庭調査を担った機関・団体が家庭を訪問し、子どもの適応状態を注意深く見守り、その報告書を I S S J に提出してもらう。少なくとも 6 ヶ月の適応期間中の調査結果が良好であれば、養親候補者が住む国・州の法律にしたがい、養子縁組を申し立てる。養子縁組の審判書が出ると、養子縁組完了証明書と共に子どもの本籍地のある市区町村役場に養子縁組届を提出する。これにより養子となった子と実親との親族関係は終了し、新戸籍が編製される。さらに養子が養親と同じ国籍を取得する支援も行う。

I S S J は子どもの委託先を決定する際に、子どもの負担が少ない国内委託を優先する。日本に暮らす子どもを日本国外に暮らす養親候補者に委託する養子縁組は、児童福祉の観点からも「最後の手段」となるが、養子縁組が一般に浸透している北米社会では、養親となった親も養子となった子どもも手厚い支援に支えられて過ごすことができる。多文化・異文化社会が形成されている北米には、人種や文化が異なる日本からの子どもを温かく迎え入れる土壌が存在する。I S S J は日本で養親が見付からなかった子どもたちが、国際養子縁組に深い理解と見識をもつ養親候補者の家庭に迎え入れられ、愛情を注いで育てられているという事実を周知させ、日本国内という枠組みにとらわれない養子縁組のあり方を示し続けていきたい。



## 分類と解釈

ISSJで現在扱っている国際養子縁組を子どもの住居地別に分類すると以下のようになる。

A	日本国内に住む子どもを養親候補者の居住国に養子縁組目的で移住させ、その国で法的養子縁組を完了する。
B	日本国内に住む子どもを、子どもと国籍の異なる日本国内在住の夫婦に委託し、日本の家庭裁判所で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）
C	外国に住む子どもが、外国の養子縁組機関の許可を得て日本に移動し、日本の家庭裁判所等で養子縁組を完了する。 ① 子どもと養親は他人 ② 子どもと養親は親族（連れ子、親戚など）

今年度、ISSJへの養子縁組の問い合わせ数は504件、その中で54ケースを継続して援助した。昨年度より引き続き扱っているケースを合わせると、今年度の国際養子縁組のケースとして援助活動を行ったのは179ケースで、その内訳は次の表のとおりである。

### 今年度の相談数

	連れ子養子縁組 Step	血縁関係のある 養子縁組 Relative	血縁関係のない 養子縁組 Non-Relative	不明	合計
フィリピン	149	51	18	2	220
タイ	25	10	4	0	39
上記以外	2	1	242	0	245
合計	176	62	264	2	504

### 本年度取り扱いケース数

	連れ子養子縁組 Step		血縁関係のある養子縁組 Relative		血縁関係のない養子縁組 Non-Relative		合計
	新規オープン	前年度繰越	新規オープン	前年度繰越	新規オープン	前年度繰越	
フィリピン	4	18	4	27	0	4	49
	14		23		4		
タイ	5	17	5	15	2	5	37
	12		10		3		
上記以外	0	0	1	3	33	90	93
	0		2		57		
合計		35		45		99	179

本年度国際養子縁組相談で関係した国と地域は、アメリカ、イギリス、イタリア、インド、ウクライナ、エチオピア、オーストラリア、カナダ、韓国、シンガポール、スイス、スウェーデン、スリランカ、タイ、中国、デンマーク、ドイツ、日本、ニュージーランド、フィリピン、ブラジル、フランス、ベトナム、ペルー、香港、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、モルドバ、リベリア、ルーマニアであった。

ISSJはフィリピン政府の社会福祉開発省（Department of Social Welfare and Development：以下DSWD）および国際養子縁組審議会（Intercountry Adoption Board：以下ICAB）から認可された日本で唯一の養子縁組機関であり、またタイ政府の社会開発福祉省（The Department of Social Development and Welfare：DSDW）とも密接な関係を築いている。

今年度は、連れ子養子縁組（Step）希望の養親のためのオリエンテーションは、15回30人、血縁関係のある養子縁組（Relative）希望の養親のためのオリエンテーションは7回14人、血縁のない養子縁組（Non-Relative）希望の養親のためのオリエンテーションは6回11人が参加している。今年度、養子縁組手続きが終了したのは、血縁関係のある養子縁組（Relative）が2ケース、血縁関係のない養子縁組（Non-Relative）が2ケース、合計4ケースである。養子縁組手続きの開始から完了するまでには1年以上かかることが多い。この間、ISSJのソーシャルワーカーは養親候補者をサポートし続けている。養子縁組成立後も親子関係に対するサポートが必要な場合もあり、ISSJでは長期間にわたる支援を行っている。アフターケアの一つとして、何か困難な事態が生じた場合にISSJの支援を思い起こしてもらうよう養子縁組を援助した家族にクリスマスカードを送っている。本年もISSJを通じて誕生した家族から成長した養子の写真付の多くクリスマスのカードが寄せられた。

### 養子縁組をした家族から寄せられたクリスマスカードの一部です



みきちゃん（仮名）が乳児院に入所したのは生後数カ月の頃だった。みきちゃんの両親は些細な夫婦喧嘩をきっかけに母親が家出をした。子育てに困った父親はみきちゃんを親戚に預けるも、ある日酔ってみきちゃんと親戚に暴力を振るい、みきちゃんは乳児院に保護された。その後復縁した両親はそろってみきちゃんのいる施設を訪問したが、反省する様子は見られず、その後両親は離婚し、父親が親権者となった。父親は当初みきちゃんを引き取って育てることを希望したが、環境が整わないため引き取りを諦め、結局みきちゃんを養子縁組にだす決心をした。また同じ頃、母親もみきちゃんを手放すことに了承した。

児童相談所ではみきちゃんの日本国内での里親委託を試みたが、なかなか里親候補者が現れなかったため、一日も早い家庭での安定した養育を優先するべく、ISSJにみきちゃんの国際養子縁組について打診をした。それを受けてISSJでは、家庭調査を完了して養親候補者リストに載っていた米国籍ハル夫妻（仮名）をみきちゃんの養親として推薦した。ハル夫人は十代の頃に患った病気が原因で実子をもうける事は出来なくなった。その後知り合ったハル氏にも打ち明け、二人の子どもが出来なくても養子縁組で家族を広げようとハル夫人をなぐさめ、結婚した。二人は仕事の関係で滞在中だった日本で養子縁組計画を実行するためISSJに申請をした。

児童相談所でもハル夫妻に対する了承があり、両者の初対面が実現したのは、みきちゃんが3歳の時だった。当初みきちゃんの試し行動は主に養母候補者のハル夫人に向けられた。みきちゃんは何をするにも養父候補者のハル氏を頼り、養母を無視するかのような行動が続いた。ハル夫妻は、ISSJのソーシャルワーカーの助言で託置前後の子どもによく見られる愛情の試し行動や環境の劇的な変化、国際養子縁組における言葉の違い等による戸惑い等を理解していたが、みきちゃんの特にハル夫人の愛情を試すような行動は、彼女を深く悲しませた。しかしハル夫人はそのような態度をみきちゃんの前では見せず、非常に忍耐強くみきちゃんを信じて優しく見守り、またハル氏もそんな夫人を支えた。数カ月かけてみきちゃんは徐々にハル夫人に心を開いて行き、自然に受け入れるに至った。現在は特別養子縁組手続きが全て終わり、晴れて「家族」として米国の祖父母に会いに行くことを楽しみにしている。

日本とフィリピン国籍夫婦の杉田さん（仮名）はフィリピンにいる妻の親戚の4歳の子どもリサちゃん（仮名）を養子縁組するためISSJに申請した。杉田夫妻には二人の息子がいたが、彼らも両親の養子縁組に賛成した。ISSJでは杉田夫妻とのオリエンテーションと初回面接を経てフィリピン社会福祉開発省（以下DSWD）へ杉田夫妻によるリサちゃんの養子縁組が適切なものなのか調査を依頼した。

杉田夫人の姪はリサちゃんの実母で、まだ学生だった頃に付き合ったボーイフレンドとの間にリサちゃんを妊娠した。実母は妊娠の事実を彼に伝えたが、同時に関係は途絶え、実母は中絶することを真剣に考えた。それを知った杉田夫人は授かった命を殺してはいけない、と生まれてくる子どもの養子縁組を申し出た。養父の杉田氏も妻の養子縁組の提案を当たり前のよう受け止めた。出産後の実母にリサちゃんを育てたいという気持ちが芽生える事も期待したが、無計画な

妊娠と出産から若くして親となる気持ちは育たず、今回の杉田夫妻による養子縁組計画に発展した。DSWDによる調査でも実母はすでに新生活を始めており、実母の父親もすでに他界し、親戚もリサちゃんを養育する経済的また精神的な余裕はなく、養子縁組が適切であるとの結果がISSJに届いた。それから数カ月後にDSWDからの託置許可が下り、リサちゃんは杉田夫妻との養子縁組を目的とした6カ月間の試験期間を過ごすため来日した。リサちゃんはその日から杉田夫妻と夫妻の長男、次男と長男の嫁と6人の生活が始まった。リサちゃんは家族全員から家族として受け入れられ、愛され、6カ月間は瞬く間に過ぎていった。杉田夫人はフィリピンにいた時や来日当初に度々腹痛を訴えていたリサちゃんを心配し、栄養豊富で消化のよい食べ物を与えるように配慮すると、程なくしてリサちゃんのお腹の調子もよくなった。リサちゃんは幼稚園にも通い始め、友達もできたことから日本語もすぐに上達した。そのような様子をISSJからDSWDへ3度にわたり適応報告書として送付し、DSWDからの養子縁組許可が下りた。日本でも家庭裁判所への養子縁組申し立てを行い許可が下りて、晴れてリサちゃんの養子縁組は完了した。リサちゃんは杉田夫妻のもとで元気に日々の生活を送っている。

### ケース3

## 養子縁組をした男性のルーツ捜しの援助

オーストラリアに住むある男性からISSJにメールが入った。その男性は30年以上前にISSJを通して養子縁組に行った養子だった。彼の名前はポール（仮名）といい、当時仕事の関係で日本に滞在していたオランダ人の養親に引き取られた。ポールの実親は周囲の反対を押し切って若くして結婚したが生活は厳しく、実母はその後家を出た。実父はまだ1才だった息子を一人で育てられず児童相談所へ預け、相談の末ポールを国際養子縁組にだす決心をした。ポールはISSJを通してオランダ人養父母の養子として新しい家族を持つに至り、結局その後に来た夫婦の二人の実子たちを含め5人家族として人生を送った。

ポールはオーストラリアやヨーロッパで、幸せな家族生活を送りながらも自分のアイデンティティについて悩んだ時期もあった。だが家族の協力や理解、友人達の支えで乗り越えることができた感謝する。ポールは社会人になって妻と知り合い、三人の子どもに恵まれた。父親になったポールはふと世の中に送り出してくれた実親への感謝の気持ちと「どうして実子を養子縁組に出したのか？」という実親に対する疑問が頭に浮かび複雑な思いを抱えてISSJへ連絡したのだ。それを受けてISSJで管理している国際養子縁組ケースのファイルの中から、ポールの実親についての情報を確認し、現況を調査したところ、ポールの実母はすでに他界しており、実父は健在であることが判明した。ポールはまずはISSJを通して実父の今について情報を得ることを望んだため、ソーシャルワーカーが実父と対面した。実父はポールを養子に出した後に再婚子どもを二人もうけ、数年前に妻を亡くし、子どもはすでに社会人として自立していた。

実父はソーシャルワーカーから現在のポールの暮らしぶりや生き立ちについて聞き、養子にだしたことは自分の罪で、息子に申し訳ない気持ちで一杯だが、むしろ養子にだしてよかったのかも知れないと実父自身の複雑な心境を明かした。そしてポールと会いたい気持ちはあるがそれを自分からは言えないことを承知しつつ、謝罪の言葉をポールに伝えて欲しいとワーカーに託した。実父との面会についての詳細をポールに伝えるも、実父と会う気持ちはまだ固まっていない。国際養子縁組を経験した実の親子が会うということは、養子にとっても実親にとっても覚悟が必要なことに間違いないのだろう。

## 2. 国境を越えた未成年者への家族再会援助

この事業は日本財団の助成を受けて行った。本年度、「国境を越えた未成年者への家族再会の援助」のケース数は右表の通りである。

新規相談受付数	103
新規オープンケース数	9
再オープンケース数	5
前年度より継続ケース数	88
終了ケース数	40
次年度繰越ケース数	62
本年度取り扱いケース数	102

国際化が進む中、人々の移住や外国での労働、国際結婚や離婚が増え、それに伴う家族の問題が「ISSJ」に持ち込まれるケースがある。例えば出稼ぎで来日した外国人女性が、日本で生活する中で子どもをもうけることがある。日本では生地主義が認められていないため、日本で外国人の親から生まれた子どもはその親の国籍を取得しなければならない。もしその母親が日本人と婚姻をしていれば、子どもは日本国籍を取得できる。外国人の未婚の母親が出産をしたケースであれば、日本の役所で子どもの出生を届け出た後、その母親の国の大使館に子どもの出生を届ける。こうすることによって、子どもは母親の国の国籍とパスポートを得て、日本での滞在資格を申請できる。しかしながら、母親自身に滞在資格がないこともある。このようなケースの場合、母親によっては不法滞在をしていることを知られるのを恐れるため、子どもが生まれても大使館に出生の届け出をしないことがある。「ISSJ」に相談が持ち込まれるときは、すでに子どもの出生から数年が経過している場合が多い。子どもが未就籍、無国籍状態にあるために健康保険や社会保障サービスを受ける機会が制限され、そこから子どもの未就籍に気がつくことも多い。「ISSJ」ではフィリピン大使館や児童相談所の協力を得て、子どもの出生届の提出を始め、子どもが親族再会するための本国帰還の支援や就学の支援などを行っている。

国際結婚・離婚にまつわる子どもの問題もないがしろにできない。「ISSJ」には、国際結婚をした夫婦の間にできた子どもが片方の親によって日本に連れ去られたとの相談が持ち込まれる。夫婦が婚姻状態を続けている場合と離婚が成立している場合がある。今年度、ようやく国会で「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980年ハーグ条約）」の加盟に向けて審議される運びとなったが、法が施行されるまでは子どもの国際的な奪取において、日本は法的な拘束力を持たないので子どもの返還命令もできない。「ISSJ」ではソーシャルワーカーが、連れ去りをした親にハーグ条約を説明し、働きかけをしている。また、連れ去った親と連れ去られた親、場合によっては子どもとの対話を通じ、子どもにとっての最善の利益を家族と一緒に模索する。

### ケース4

### 子どもの国籍取得援助のケース

「ISSJ」は、日本で生まれながら、出生届が出されなかったため、小学校、中学校の義務教育も受けないまま、17歳になった青年のフィリピン国籍と日本国籍の取得を支援した。相談開始から1年半の歳月を経て、この青年は無事に日本国籍を取得し、戸籍と住民票が編製され、国民健康保険にも加入することができた。

青年はフィリピン人の母と日本人の父との間に生まれた。父と母に婚姻関係はなく母は不法滞在者であったため、自身と子どもの存在が公になることを恐れ、子どもの出生届の提出を思いとどまっていた。そのため、この子どもは行政に存在を認知されないまま16歳になった。16歳の春に友人との悪ふざけから警察に補導されたのをきっかけに、この青年が乳幼児健診、予防接種はもとより、義務教育も受けずに無国籍状態のまま成長し、現在に至っていることが明らかにな



った。その後、青年は父と共に児童相談所、市役所、フィリピン大使館に何度も相談のために足を運んだが、無国籍状態を解決する糸口を見出せないまま I S S J にたどり着いた。

I S S J が青年と父に面接をし、事実関係を確認した後、フィリピン大使館に母の記録開示を請求したところ、母は青年が11歳の時に不法滞在で逮捕され、フィリピンに強制送還されていたことが判明した。母は入国管理局に収容されると、フィリピン大使館にパスポートに代わるトラベルドキュメントを申請していた。母はその申請書類のなかで、11年前に子どもを出産し、その子どもは現在も父と暮らしていることを陳述していた。父と母の陳述内容に齟齬がないことから、フィリピン大使館は、この青年がフィリピン人の母から出生したことを認定して、2012年1月、青年の出生登録を受理した。

17歳にしてようやくフィリピン国籍を取得した青年は、半年後には I S S J の支援を受けて家庭裁判所に認知調停を申立てた。DNA鑑定の結果を受けて、家庭裁判所は、認知申立事件の審判を確定した。市役所は父による認知届を受理し、青年は18歳にしてようやく日本の国籍を取得することができた。現在は父と同居しながらアルバイトで収入を得て暮らしている。

## ケース5

### 国際結婚の破綻による問題への援助のケース

国際結婚後子どもを授かったが、夫婦関係が破綻したことにより、子どもが両方の親と安定的に会えなくなるケースが多い。また、その場合、一方の親が生活していた国から子どもを連れ出し、母国へ連れて帰るといった事例も多い。子どもには、両親の関係が破綻した場合であっても、今まで生活をしてきた国で生活をする権利や、両方の親との関係を維持する権利があり、I S S J ではそのような子どもの権利を守るべく援助を行っている。

あるイタリア人男性は、日本人女性と結婚をし、第三国において子どもと三人で生活していた。だが、夫婦間の問題が重なり、離婚へとつながった。離婚の際には、夫婦間で取り決めを交わし、離婚後はその取り決めに沿ってお互いに努めて行くことになっていた。母親は子どもを日本に連れて帰り、その後も、父親が時々子どもと会う機会が設けられた。しばらくは、順調に行っているかのようなようであった。ある時、父親が子どもと時間を過ごしていたが、母親が早めに迎えに来て、子どもを連れて帰ってしまった。そしてその後、父親は一切子どもと会えなくなってしまった。父親は、母親に対して様々な手段で連絡を試み、訪問もしたが、母親は子どもを会わせてくれることがなくなり、連絡もつなかない状態になった。父親は困り果て I S S J に連絡をしてきた。

I S S J では、父親から提供された住所をもとに母親あてに手紙を出した。しばらく時間が立ったが、その手紙の返事はなかった。父親から電話番号も提供されていたので、電話での連絡を試みた。その結果、母親と話すことができ、母親の立場からの話しを聞くことができた。I S S J のソーシャルワーカーは、母親の今まで抱えていた多くの苦労や不安、元夫から受けていた暴力や脅迫、数々の嘘の話に耳を傾けた。母親としては、そのような父親に子どもを安心して預けられないという心情であった。I S S J では、母親の心情に理解を示しながら、子どもの発達に不可欠である父親との交流の可能性を話した。しかし、母親は、そのような条約の存在も知っているが、状況が状況なので子どもを守らなければならないという意志のもと、連絡はもうしないでほしいと訴えた。I S S J のソーシャルワーカーは、父親にその事実を伝え、他の機関を紹介することとなった。このように先へ進むことができなくなってしまうケースもあるが、今後もできる限り最大の支援ができるように努力していきたい。

### 3. 難民や難民申請者、未就籍児への経済的支援

今年度、日本メイスン財団の助成を受けて、難民や難民申請者、未就籍児への経済的支援を行った。日本で難民申請を却下され、平成 24 年に異議申し立てをした人は 1,738 名であるが、平成 24 年 12 月末までに異議申し立てをして、審査を待っている人の数は 3,342 名である。彼等の多くは短期滞在の在留資格で入国し、そのまま不法に滞在を続けた人で、就労ビザを持っていないため、日々の生活にも困窮している人が多い。そのため病気になっても健康保険が無いため病院に行かずに重症化することがある。また難民認定を受けた人であっても言葉の問題や専門技術、資格等の問題で、日本で十分な収入を得ることは大変困難である。I S S J では日本メイスン財団の助成金でこうした人々の医療費や生活費支援を行っている。出来るだけ公的扶助を受けられるよう努力をするが、難民や難民申請中の人にとっては命綱になっている。

#### ケース 6 医療費支援のケース

アジアの国から来日し、難民認定されたヤンさん（仮名）は夫と小学生二人の子どもと生活をしてきた。夫はレストランで働き、ヤンさんはコンビニでアルバイトをしていた。ところがヤンさんは勤務中に脳出血を起こし病院に運ばれ緊急入院となった。その後は後遺症のリハビリを続けている。幸い発見が早かったため、生命に異常はなかったが、今までのようにアルバイトをして働くことはできなくなり、収入を得ることが出来なくなった。

夫は来日以来レストランでまじめに働いてきたが、勤務先が不況のため事業の縮小により、レストランの開店日を週 6 日から 5 日にしたため、給料が減額された直後の出来事であり、光熱費やビザの延長に要する費用、保険でカバーされない医療費等で緊急支援が必要となった。緊急の連絡を受けた I S S J のソーシャルワーカーと病院のメディカルソーシャルワーカーやドクターと話し合った結果、今治療をしっかりとすることで、後遺症が最低限に抑えられるという判断から日本メイスン財団の資金で支援を行うこととなった。

#### ケース 7 生活費の支援のケース

ミャンマーから日本に来た夫婦と子ども 3 人の家族は、適応がうまく行って日本人の友達が出来た夫と、子育てに追われなかなか日本社会との接点が出来ない妻の間に、ギクシャクした雰囲気が出来ていた。妻は適応が出来て、日本の生活を楽しむ夫が自分との生活よりも日本人たちとの生活を楽しんでいるように見え、未成年の子どもを連れて家を出て、友人宅に行ってしまった。しかし、子どもたちの学校の問題があるため、I S S J のソーシャルワーカーは妻にカウンセリングをして妻の気持ちの落ち着くまでの間、シェルターに妻子 3 名を保護した。現在、夫は家族の再統合を望んでいるが、妻はまだその決心がつかない。夫からの経済的支援を受けられないため、I S S J では食費や子どもの通学のための定期代や中学、高校への進学に要する資金を援助すると共に、頻繁にカウンセリングを行い、妻の不安を取り去り、精神的な安定が得られるようカウンセラーとソーシャルワーカーが協力をしつつ、シェルターの訪問を続けている。

## 4. 難民および難民申請者への相談援助

政治、宗教、人種差別などにより自国で安全に暮らすことができない、または環境悪化や武力紛争等により自国で安全に生活できず、生命の保護や安全な生活を求めて自国を離れる難民は世界におよそ 5000 万人と言われている。世界の人口を 70 億人とすると世界の人口の 140 人に 1 人に相当する。そのごく一部が難民条約に加入している日本に来て難民申請をする（1900 人：2012 年度申請者数）。

I S S J では、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの委託により、難民申請者への心理社会的支援としてのカウンセリングや精神疾患を持つ人への医療費補助を実施している。難民申請者とは、難民として認定されるための手続きを法務省入国管理局に対して申請し、審査結果を待つ状況にある人たちのことである。入国管理局より特別な在留許可や仮滞在の許可が出ない限り、難民申請者は入国管理局内にて収容されることがある。

I S S J では、このような収容された難民申請者に対して、主に東京入国管理局（東京都品川区）と東日本入国管理センター（茨城県牛久市）を訪問し、カウンセリングを実施している。2012 年度の訪問回数は合わせて 25 回であり、カウンセリングを行った件数は 227 件であった。対象者の内訳は、南アジア（32%）、アフリカ（32%）、中東（22%）であった。また、国籍の上位 3 カ国は、スリランカ（22%）、イラン（16%）、ナイジェリア（11%）であった。人数は男性が 79 人、女性が 5 人であり、最も多い年齢層は男女ともに 18～59 歳、そのうち男性は 73 人、女性は 4 人であった。今年度は、未成年収容者との面会はなかったが、収容所外での支援は実施した。

I S S J では、収容所外の相談事業についても引き続き実施をしている。収容所内で体調を崩した人が継続した治療を必要とし、健康相談に来所することが多い。また、今まで収容所外で何とか生活してきたが、様々なストレスを抱え、しばらく経ってから健康相談に来られる人もいる。これらの場合、カウンセリングを実施し、必要に応じて精神医療を主とする病院や専門家へとつなげ、病院への同行を行っている。さらに、I S S J は特定非営利活動法人なんみんフォーラム（FRJ）の会員であるが、今年度においては、その活動の 1 つに収容代替措置として日本が受け入れた難民申請者または一時庇護者の生活支援を含む援助も行ってきている。

また、今年度からはすでに難民として日本に定住する難民コミュニティに焦点をあてたキャパシティビルディングの活動も開始している。具体的には、日本に定住する難民コミュニティに対するグループカウンセリングの実施、難民支援者等を対象として海外から講師を招聘し、難民への心理社会的支援に関するワークショップの実施などである。今後も、引き続き他団体や関係者との連携を図りながら多角的な視点より難民申請者のニーズを把握し、支援をしていきたい。

### ◆ 牛久、品川のセンターでのカウンセリング ◆

難民申請中であっても、在留資格は必ずしも得られるわけではなく仮放免という不安定な身分で審査を待つ人々は少なくない。品川や茨城県牛久市などの入管に身柄を拘束されることもある。こうした難民申請者に面会するため品川や茨城県牛久市、その他各所の入国管理センターを月に一回程度のペースで訪ね、収容されている難民申請者と面会し、彼らの悩みを聞いたり励ましたり、ささやかな石鹸、洗剤、歯ブラシ、文房具、テレフォンカード等々の日用品を差し入れたりして支援の活動を続けている。

収容中に仮放免の時期が分からないためか体調を崩す難民申請者は多く、不眠、頭痛、食欲不振、腰痛を初めとして、便秘や下痢の繰り返しなどの身体的な支障を訴えてくる。こうした身体的なトラブルばかりでなく、精神的な不具合が危惧される事例も多い。自分だけが特別に嫌われていて裏で皆が自分のことを笑いものにしている、などの被害を妄想にとらわれ真剣な眼差しで訴えてくる人もいる。I S S Jでもこうした症状が深刻な場合はセラピストに面会の同席を依頼し適切な対処がなされるようにしている。I S S Jではこうした難民申請者が仮放免をされてからも連絡を絶やさず、生活のためのアドバイスをしたり、悩みの相談を受けたり、体調に応じて親身に診察をしてくれる病院を紹介し、必要に応じて同行して通訳を務めたり、少しでも仮放免の日々を支障なく送れるようにサポートを続けている。

## ◆ 難民のメンタルヘルスに関する研修会 ◆

11月14日から17日まで、東京と大阪にて「難民の心理社会支援とソーシャルワーク実践」というタイトルで3回の研修会を開催した。I S S 香港支部のプログラムディレクターであるエイドリエル・パナレス氏を講師に迎え、同時通訳付5時間のトレーニングは充実した内容で時間が足りないほどであった。参加者は難民支援団体職員、大学研究者、医師、ソーシャルワーカーなど広範囲に及んだ。プログラムはI S S 香港の取組み紹介、難民とはどのような人か、状況と心の理解、有効なアプローチ、トラウマへの対応など、実践を踏まえた集中講義と事例検討会が行われた。

導入部から非常に印象的だった。参加者は講師の巧みな話によって、平和な日常から紛争地へと引きずり込まれる。普通の暮らしがある日一変し、命の危険と恐怖にさらされる。様々な手段を駆使して国外脱出を図るが、その過程で多くを失う。家族、夢、希望、自尊心…。たどり着いた先では「難民・難民申請者」と呼ばれ、孤独と困窮に耐えるしかない。そのような人を支援するには、目の前の姿だけでなく、本来持っていたものにも目を向ける必要がある。その人は私たちと同じように感じ、希望を持ち、好きなことや愛する人の中で普通に暮らしていた一人の人間なのである。何かを与えるだけでなく、個人が置かれた状況と心理に着目した援助が求められる。講師は熱く語り、涙が止まらない参加者もいた。

ソーシャルワーカーは専門知識と一人一人へのまなざしを持たなければならない。日本では難民ソーシャルワーク・多文化ソーシャルワークは、まだ職業として確固たる地位を築いていない。I S S Jでは創設時よりこの分野での実践を重ねているが、今後ますます需要は増えるだろう。私たちはこれからもクライアントの立場に立ち、専門家としての援助技法の確立に努めて

行きたい。研修会のアンケートでは、次のような感想が多く寄せられた。「素晴らしいプレゼンテーション。(中略)全くあきることなく引き込まれるように受講できました。事例検討にも時間をしっかり割り振っていたので、より実践的なアプローチが学べました。今までにないようなワークショップで大変勉強になり、講師の話には本当に心を打たれました。」2013年は、さらに専門性を高めるための講座を実施する予定である。



受講者に熱く語りかけるエイドリエル・パナレス氏

# II 国際ソーシャルワーカーの人材育成、研修、実習

## 1. 国際ソーシャルワーカーの人材育成

### ◆ カンボジアにおけるプログラム ◆

I S S Jのカンボジアにおける活動は、1980年代からのインドシナ難民援助事業が発端となっている。I S S Jは彼らの国の復興へ出来ることを模索し、1996年より国際ボランティア貯金に係る寄付金を受けて、プノンペン郊外に子どものデイケアセンターを開所し人材育成事業を開始した。2007年度よりプノンペン市中心部へ拠点を移し、ウナロム寺院内の『ひろしまハウス』1階において、貧しい家庭の子どもたちを主な対象に給食付の識字教育プログラムを進めている。カンボジアでは9年間の義務教育があるものの、卒業できるのは半数以下とも言われている。学校は午前と午後の2部制であるが、この『プテア・ニョニョム（にこにこの家）』には、半日公立学校へ通い半日をここで過ごす子ども、また様々な事情で学校へ通うことが出来ない子どもや、学ぶ機会を求める大人も集まっている。



現地スタッフの本の読み聞かせに夢中

今年度はカンボジアでの事業が始まって以来、初めてカンボジア人スタッフ（現地スタッフ）を日本に招聘し、研修を行うことができた。7月後半の10日間、2名の現地スタッフは、児童養護施設、児童館、小学校での学童保育、中学校などの見学をし、日本における子どもの福祉や教育のあり方を学んだ。全ての子どもが平等に学ぶ機会を与えられ、そのために様々な支援があることが非常に印象に残ったようである。またこの間、『ひろしまハウス』の運営主体であるNPO法人ひろしまカンボジア市民交流会の協力を受け、広島でも研修を行うこと

ができた。平和記念資料館の見学や日本人学生との交流などを通し、彼らも日本をより身近に感じるようになったという。

日本からはワーカーが9月、1月、3月に現地を訪問したが、日本での研修は彼らの自信にもつながっていることが見てとれる。一方的に教えるだけではなく、子どもからの声（主体性）を大切に授業を現地スタッフらで試行錯誤している。また、子どもたちの学費を支援できないかという彼らの提案から、日本での学費里親を募り始めた。1月からは17歳の子ども2名が奨学金を受け職業訓練校へ通っている。面接や家庭訪問も積極的に行い、子どもらの状況変化を細やかに把握できるよう努めている。例えば面接を通し、進学に出生証明書が必要であり、書類取得が出来ないために進学を諦めている子どもがいることが明らかになってきた。現地スタッフらがこうした問題にひとつずつ取り組み、地域へも働きかけていくことで、ひとりでも多くの子どもたちが安心して成長していけるような支援を継続したい。



給食は一番楽しい時間です

## ◆ 日本におけるフィリピン人のソーシャルワーカー研修 ◆

本年度、ISSJはフィリピン社会福祉開発省（DSWD）のソーシャルワーカー1名に対し1年間の研修を実施した。研修内容は主にフィリピン国籍児の国際養子縁組、日本人夫と結婚したフィリピン人妻へのカウンセリング、フィリピン人を親に持つ子どもの出生届や国籍取得の援助およびそれにとまなう本国送還の援助であった。さらに、日本語や日本文化の研修も実施し、日本社会や日本人の理解を深め、フィリピンへ帰国後も研修生は二国間に関わるケースの問題解決のために大きな役割を果たしている。

## 2. ケース研究会

今年度はISSJ内部でのケース研究会や研修の他にも国内外でソーシャルワーカーが研修を受ける機会に恵まれた。国内では難民支援協会主催の難民のメンタルヘルスケアのワークショップがあり、効果的なカウンセリング方法やワーカー自身のケア等は、ケースを持つ全てのソーシャルワーカーに有意義な内容であった。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980年ハーグ条約）」についてのワークショップ（外務省主催）には、ISSJのソーシャルワーカーが数日間参加した。実際にドイツやイギリスのケースを学び大いに刺激になった。国外ではハーグ国際司法会議主催のアジア地域対象のワークショップがマカオで開かれ、日本からはISSJのソーシャルワーカーが参加した。「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約（1993年ハーグ条約）」についての知識を深めると共に各国からの参加者と意見交換をする機会が持てた。難民のメンタルヘルス、子どもの奪取の問題、それに国際養子縁組はISSJの事業の中心でもあり、これらの事業に携わるソーシャルワーカーが知識をより深めるべく学ぶ機会を持てたことは喜ばしいことである。

## 3. 日本語教育

本年度は、フィリピンDSWDより招聘されたソーシャルワーカー1名に対し、研修の一環として週一回日本語教育を行った。日常生活でよく使われる使用頻度の高い基本表現を基に毎回プリントを作成し、文法に捉われない会話文を取り入れ、口頭練習を積み重ねて、自然に発話ができるように取り組んだ。さらに、日本の文化を様々な側面から紹介することに努めた。日本文化については、現代社会・教育・宗教・伝統文化・日本人の精神性など幅広く紹介し、日比の文化の共通点、相違点を学び、より一層理解を深めてもらうことが出来たと思う。この研修によって得た経験が、今後の二国間のケースワークに有効に生かされることを期待する次第である。

## 4. 必要書類および資料などの翻訳

ISSJの従事する国際的社会福祉事業は二カ国間以上にわたるため、関連する裁判書類や国際養子縁組法等の法律関係書類、戸籍謄本、出生証明書や結婚証明書、心理学的診断書や健康診断書等の医療関係書類及び成績表、児童票等の学校からの証明書類や実親、養親候補者、推薦人からの書簡等の書類の翻訳が必要とされる。国際養子縁組ではフィリピンやタイとのケースもあるが、それは主に英語で対応し、タガログ語やタイ語についてはそれぞれの国のソーシャルワーカーが翻訳に携わっている。加えて養親の中にはヨーロッパの人々もいるため、フランス語の書類や法律などの翻訳も適時行っている。

## 5. 国際会議参加

### ◆ I S S 本部会議参加 ◆

I S S 国際会議 (International Council Assembly) が 5 月 23 日～ 25 日まで、I S S 専門諮問会議 (PAC: The Professional Advisory Committee) が、それに先立つ 22 日にカナダのバンフで開催された。今回の会議は北米地域で初めて開催される I S S 国際会議として、通常の I S S メンバーを対象とした会議のほかに、社会福祉関係者、N G O、政府関係者など外部参加が可能なオープンセッションも用意された。そのメインテーマは「世界の潮流—増大する移民」でセッションは 10 以上もあり、南アフリカでの児童保護、国際養子縁組、国境を越えての代理母問題、子の奪取に関する調停、里親制度、難民の子どもなどテーマは多岐にわたった。また主に発展途上国のコレスポンデント向けにトレーニングセッションも準備されていた。P A C 会議には日本も含む I S S 支部代表が参加し、I S S 全体会議は 30 余名の I S S 関係者が参加、会議全体では 100 名ほどが参加した。

I S S 全体会議では世界各地に支部を持つ I S S ネットワークの長短所の確認、I S S 独自のネットワークの活用方法、ネットワーク拡大戦略の目標設定などが議題となった。多くの I S S 関係者とは 2 年ぶりの再会で、一部の参加者から震災後の日本を心配する声、2012 年 5 月に野田政権が「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約 (1980 年ハーグ条約)」批准を閣議決定したことを歓迎する声が寄せられた。各国の I S S は二か国間にまたがる様々な社会福祉問題に取り組んでいるが、支部間での情報共有や情報交換する場としても重要性を感じた会議であった。



I S S の各国メンバー

## 6. 実習生受け入れ

今年度、上智大学総合人間科学部社会福祉学科から「実習生の受け入れ及び指導」の要請を受けて、4月末～12月の期間で30日間、四年次の実習生1名を受け入れた。

当事業団の概要説明や各事業の説明など資料を使った机上での実習と、養子縁組ケースでの面接や牛久收容所での難民申請者へのカウンセリングへの同席など現場体験を通しての実習を行い、学習と実践の両方から I S S J での実習をしてもらった。さらに、今年度の実習生は「国際ソーシャルワーク」「国際協力」の果たす役割と課題に興味をもっていたため、I S S J がプノンペンで行っている「ストリートチルドレンのための給食付識字教育プログラム」に積極的に関わってもらった。カンボジア人のスタッフ2名が日本での研修のために来日した時は彼らの為のプログラムに参加、また、9月には I S S J のスタッフと共にプノンペンを訪れ積極的に現地のプログラムに参加、さらに他の団体、大学関係者にも会い、フィールドワークを行ったとの報告を受けた。後日、これらの体験を基に卒論を書き、「I S S J での実習は勉強と刺激の毎日」「社会福祉の視点を忘れずにこれからも研究に励みたい」との感想とともに、卒論を I S S J にも送ってくれた。

# Ⅲ 広報活動事業

## 1. ISSJチャリティ映画会の開催

2012 年度も ISSJチャリティ映画会・バザーが神保町の一ツ橋ホールにて 6 月と 10 月の年 2 回開催された。当日は活動パネル展示や恒例のチャリティバザーも行われ多くのお客様にお越し頂いた。この映画会の企画運営は、ボランティアを中心とする ISSJ 催物委員会によって行われており、開催日の約 3 ヶ月前より毎週金曜日に中核となるボランティアの皆様 7 ～ 8 名が事務所に集まって準備作業をしてくださっている。今年度はこの長年にわたるボランティア活動が高く評価されて大和証券福祉財団より催物委員会に対して 30 万円のボランティア活動助成金を頂いた。

6 月 15 日（金）の第 64 回映画会では「ジュリエットからの手紙」を、10 月 19 日（金）の第 65 回映画会では「英国王のスピーチ」を上映した。参加券販売、バザー収益、寄付金、広告収入などを含めた総収益は第 64 回、第 65 回でそれぞれ 2,808,089 円、2,543,534 円で、参加券の販売数は 2059 枚、2055 枚、入場者数は 1333 名（686 名、415 名、232 名）、1326 名（726 名、314 名、286 名）であった。

映画選定にあたっては東急レクレーション、岩波ホールなどの専門機関の助言、協力を頂き、またペリニオン社から第 64 映画会ちらしへの広告掲載のご協力を頂いた。今年度も、アジア福祉教育財団、岩波ホール、桜東京パイロットクラブ、大成建設株式会社、ナガセケンコー株式会社、日本女子大学図書館友の会、東京京浜ロータリークラブ、東京大井ロータリークラブ、東洋埠頭株式会社、遠山偕成株式会社、原沢製薬工業株式会社などの多くの団体および個人の皆様にてチケット販売でご協力を頂いた。

ISSJ の映画会のチケットやバザー品をご購入いただき、ご参加、ご協力くださる皆様のご支援があってこそ ISSJ の日々の社会福祉活動が成り立っている。皆様の温かいご協力により集まった寄付金は催物委員会より ISSJ 本部に全額寄贈し、ISSJ の様々な活動に使わせて頂いた。



多くの方々がご参加くださった会場内



催物委員会のボランティアスタッフの方々



## 2. 気仙沼ハーブコンサート開催

ファミリー インターナショナル フランクフルト（I S S ドイツ支部）が被災した子どもたちのために申請し、ドイツのチャリティー団体から頂いた寄付金で、I S S Jは気仙沼でのハーブコンサートを開催した。ハーブの演奏はI S S Jの評議員であり、ミュージックセラピストでもある池田千鶴子氏に依頼をし、会場は気仙沼にある児童養護施設旭が丘学園をお借りした。当日は養護施設の子どもたち、施設の職員、児童相談所の職員、近所の方々等、40名程度の参加があった。演奏と語りにも耳をすませ、一緒に歌いハーブに触れ、それぞれが楽しいひと時を過ごした。岩手にある児童養護施設一関藤の園では、仮設の施設に暮らす子どもたちを集めサウルハーブで即興の演奏会を行った。また、コンサートの他にも東北各地の児童養護施設、児童相談所や子ども総合センターを訪問し、震災後の現状や地域の児童福祉の課題を伺うとともに、国際養子縁組や就籍の支援など、国境を越えた当事業団の活動の紹介を行った。

## 3. NHK取材

NHK大阪の「子どもを守れ！」キャンペーンの一環で、I S S Jの国際養子縁組事業が同テレビ局の取材を受けた。大森常務理事へのインタビューや実際の児童調査の場面が撮影され番組に使用された。6月に放送された番組では養親の視点から見た日本の養子縁組制度や、「国際養子縁組に関する子の保護及び国際協力に関する条約（1993年ハーグ条約）」に則っていない国際養子縁組への懸念などを織り交ぜ、乳児院と児童養護施設の現状が明らかになった。また8月には子どもに焦点をあて、I S S Jの国際養子縁組で家族を得た16歳の男児と32歳になる男性へのインタビューが前回の内容に加えて放送された。さらに番組では、乳児院にいる4歳の男児シュン君（仮名）のためにI S S Jを始め関係者が養親を探していることが取り上げられた。これら二つの番組は近畿地方でのみ番組が放送されたが、反響が大きかったため12月には、NHKの全国放送でも少し成長したシュン君の姿が放送された。3回の番組はNHK海外放送でも取り上げられた。これらの放送によるI S S Jへの反響は大きく、国内外からメールや電話でシュン君に対する問い合わせ、また養親希望者からの申請や事業団への寄付が寄せられた。

## 4. ニュースレター「Intercountry」の発行

I S S Jの事業内容や活動状況および日本の児童福祉の現状を広く人々に紹介し理解していただくために、今年度はニュースレター「Intercountry」を年2回発行した。配付先は関係機関や寄付による支援者などであった。

第43号 8月31日発行	第44号 1月1日発行
<ul style="list-style-type: none"><li>● 55年前に海を渡った養子が実の弟と再会しました</li><li>● 事務所移転のお知らせ</li><li>● カンボジアスタッフ来日研修</li><li>● 東北ハーブコンサート開催と関係施設訪問</li><li>● 理事長交代のお知らせ</li><li>● I S S J NOW 現在の活動紹介</li><li>● 補助金、助成金事業完了のご報告</li><li>● 第65回チャリティ映画会・バザーのご案内</li><li>● ボランティア・スタッフリレー</li><li>● I S S J活動報告</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 新年挨拶</li><li>● ぼく、家族が出来たよ！ - 国際養子縁組援助事業 -</li><li>● お母さんになってくれる？ - 家族再会援助事業 -</li><li>● I S S J NOW 現在の活動紹介</li><li>● 第66回チャリティ映画会・バザーのご案内</li><li>● NHK全国放送でI S S J紹介</li><li>● ご支援のお願い</li><li>● 役員紹介</li><li>● I S S J活動報告</li></ul>

## IV ボランティアによる活動

今年度も映画会の実施にあたり様々な分野で多くのボランティアの方が活動してくださった。ボランティアの方々の年代は 20 代～ 80 代まで様々であるが、「ISSJ」が行っている社会福祉事業のために手作りのものを制作したり、ボランティア活動をしたりすることが生き甲斐にもつながる」と言ってくれるボランティアの方々もいて、多くの皆様に支えられて映画会が成立していることに心から感謝申し上げたい。

### ◆映画会・催物ボランティア◆

ISSJ が年 2 回行うチャリティ映画会・バザーを支えてくださっているのは「催物委員会」のメンバーとして活動してくださっている中核ボランティアの方々である。上映作品の選定、チケットの販売、チラシやチケットの発送、バザーの企画、商品の準備、映画会当日の販売など自主的に作業を進めてくださっている。また、このほかに手作り作品の提供、前日のバザー商品の搬入、当日のバザー販売など幅広いボランティアネットワークによってチャリティ映画会が支えられている。今年度は以下のボランティアの方々にお世話になった（敬称略）。

#### ◎ 催物委員会委員

糸井直子、浦田眞智子、川村庸子、滝川一子、中山八枝子、西端萬里子、水田泰子、佐久間和子、清水由利子、轟原恭子、千葉規子

#### ◎ バザー商品搬入のお手伝い

木村恵

#### ◎ 映画会当日お手伝い

飯島澄子、飯田和子、伊崎逸子、磯野利依、伊藤伸子、江藤美奈子、木内 真理子、菊地千代子、小竹史子、佐藤晶子、佐藤さかえ、澤村美佐子、塩道美由紀、白鳥和美、高井清子、高田由紀、高橋久美子、田辺麗子、中込弘子、中島静子、中村紀子、馬場りう子、平田聡美、細井純子、三上登與子、谷田部田美子、山根 孝之、アンドリュー・ダンカン、ジャ・アウン、マリア・エンデルレ

#### ◎ 手作りをはじめとする多様なバザー作品のご提供

青木洋子、磯野利依、糸井直子、伊藤治子、伊藤路子、浦田眞智子、大澤琴、小澤香織、小田部典子、木村恵、北島俊生、衣笠孝子、佐藤晶子、白鳥和美、滝川一子、千葉規子、轟原恭子、中山八枝子、成島昌子、平岡きよ子、西山諄、三上登與子、山下恒子、山本和子、横山美枝子、吉岡美佐子、柳沢紀子、和田紀子、Kim&Taeko Coslett

#### ◎ バザー品協力企業&団体

アパ、モンスイユ、利尻亀一、NPO 法人難民自立支援ネットワーク REN

### ◆ 日本語教育ボランティア ◆

田辺千鶴子さんは、フィリピンの DSWD より派遣されるソーシャルワーカーに、ボランティアで日本語、日本文化の研修を行って下さった。

# 資料

## ◆2012 年度相談ケースの内訳

2012 年度相談ケース	ケース数
新規受付相談数	744
新規オープンケース数	101
再開ケース数	13
継続相談ケース数	523
当年度内取扱総ケース数	1381

## ◆相談援助ケースの主たる問題別相談回数とケース数

主たる問題	相談回数	ケース数
国際養子縁組、里子里親養護	4107	691
国際結婚・離婚のカウンセリング	43	23
国籍の問題	328	40
認知に関する問題	59	17
子どもの虐待、養育問題	4	4
送還問題	40	14
滞在手続	68	42
家族の再会	234	50
福祉行政	7	4
精神的問題	55	8
医療に関わる問題	19	11
就職	1	15
日本語教育	0	0
行方不明者探し	3	2
教育問題	0	2
財産相続	5	4
翻訳、文書作成	10	2
情報提供	12	7
刑事事件	1	1
生活適応援助	1	3
人材育成	0	0
難民問題	957	415
奪取	70	10
その他	24	16
合 計	6048	1381

## ◆ケースで関係した国名

今年度に当事業団が関わった国と地域は次の 68 カ国である。

アフガニスタン	アメリカ	アンゴラ	イギリス	イタリア
イラン	インド	インドネシア	ウガンダ	ウクライナ
エジプト	エチオピア	オーストラリア	オランダ	ガーナ
カナダ	カメルーン	韓国	カンボジア	ギニア
キューバ	グルド	ケニア	コソボ	コロンビア
コンゴ	シリア	スイス	スーダン	スエーデン
スペイン	スリランカ	セネガル	ソマリア	タイ
タンザニア	チェチェン	チベット	中国	デンマーク
ドイツ	トルコ	ナイジェリア	ニジェール	ニュージーランド
ネパール	パキスタン	パラグアイ	バングラデシュ	フィリピン
ブラジル	フランス	ベトナム	ペルー	香港
マラウイ	マリ	マレーシア	南アフリカ	ミャンマー
メキシコ	モーリシャス	モルドバ	モロッコ	モンゴル
ラオス	リベリア	ルーマニア		

## ◆ケース相談持込・紹介機関

今年度内新規受付相談は 744 ケースあり、その持込・紹介機関は次の通りである。

ケース相談持込機関		ケース数
外国政府機関・在日大使館		176
日本政府機関	省庁・都道府県・市区町村	25
	在外日本大使館	9
	家庭裁判所	6
	児童相談所・福祉事務所・保健所	22
	地方入国管理局・警察	5
米軍関係（基地相談機関等）		0
国連・国際機関		10
医療機関		0
学校・教会・民間団体		15
出版物・マスコミ報道・ISS 広報		246
弁護士		9
友人・知人・家族・本人		109
ISS 本支部・コレスポンデント		6
その他		104
合 計		744

## 完了報告のお知らせ

平成24年度の補助金、助成金交付を受け、次の活動を完了いたしました。ここに活動完了のご報告を致しますとともに、ご協力いただきましたことを謹んで感謝申し上げます。

社会福祉法人 日本国際社会事業団 理事長 大槻弥栄子

	補助事業名および活動内容	補助、助成金額
<b>JKA</b> (旧日本自転車振興会)  	<b>子どもが幸せに暮らせる社会をつくる活動補助事業</b>  子どもを育てられないという実母からの相談、世界各地から寄せられる子どもを育てたいという相談、児童相談所から要保護児童に新しい家庭を探して欲しいという相談などに応じて、国内での保護が難しい子どもの最終救済手段としての国際養子縁組支援を行った。またISSJの援助で国際養子縁組を行った養子の実母探しの援助、国内の難民に対しても適応相談援助を行った。	10,260,000円
<b>日本財団</b>  	<b>国境を越えた未成年者への家族再会援助</b>  戦乱、貧困、結婚生活の破綻、親の病気など様々な理由で実親から遺棄、養育放棄されたり、実親と離れ離れになった在日の無国籍児や外国籍児、海外居住する日本国籍児を対象に家族や親族との再会援助を行った。国際結婚の破綻に伴う未成年者の家族再会の相談・援助を行った。ホームページの効果的利用のためのIT環境の整備、広報用カラー写真集英語版の印刷も行った。	8,000,000円
<b>郵便貯金・簡易生命保健管理機構 国際ボランティア貯金</b>	カンボジア、プノンベン市の貧困家庭の子どものための給食付識字教育、パソコン操作や日本語教育などの職業訓練などを行った。	2,879,000円
<b>UNHCR</b>  (2012年1月～2012年12月)	母国から政治的、宗教的、人種的迫害を逃れ日本に来て、難民申請をした後、超過滞在となり入国管理局に収容されている人屋メンタルな問題を持つ申請者へのカウンセリングを行った。また、難民への理解を得るためにワークショップを開催した。	3,062,000円
<b>日本メイスン財団</b>	実親に遺棄された超過滞在の子どもの本国送還援助、難民認定申請中の人や申請が却下されて、就労も帰国も出来ない人への、生活費や住居費や医療費援助などを行った。	3,500,000円
<b>東京都中央募金会</b>	日本在住の混血児、外国籍児、無国籍児、難民申請者、難民の人々への緊急援助を行った。	300,000円

## 御礼

この1年間、ISSJは多くの皆様の善意に支えられ、励ましを頂きながら活動を続けることができました。団体、個人として寄付を下さいました多くの皆様、またボランティアとして活動を支えて下さいました皆様、チャリティ映画会にご協力を頂きました皆様に、役職員一同心より厚く御礼申し上げます。

本年、ご寄付を頂いてISSJを支えて下さり誠に有り難うございました。

呉市赤十字奉仕団、桜東京パイロットクラブ、東京京浜ロータリークラブ、  
聖心女子大学同窓会宮代会、雪ヶ谷化学工業共栄会持株会

青柳千代子 粟屋信子 飯島澄子 池田良子 石川欣造 伊藤朋子 伊藤陽子 大塚静衛  
井上恭子 井上文子 伊部亜理子 鶴川晃 有働聡美 梅田和信 浦田眞智子 大栗ますみ  
大島賢三 大槻弥栄子 大野佳男 大場亜衣 大森邦子 岡田まき 岡本里子 小田垣陽子  
折本徹 鹿島真知子 春日井康子 鹿瀬芝芘子 金子のぶ 金田雅紀 川村庸子 神崎晃代  
岸田節子 北島敬一 君塚与四郎 木村恵 倉内欣江 黒川純代 黒田礼子 小池恵子 河野もと子  
児玉千津子 小松玲子 近藤八千代 齊藤淑子 齊藤季志子 齊藤文夫 佐伯英隆 嵯峨明美  
坂本光彦 佐久間和子 佐々木清・嘉恵 笹田美恵子 澤村美佐子 三瓶敦子 鈴木栄子  
高久京子 高島有終 高瀬正枝 高橋里江 高橋恒久 高橋史子 高見泰子 田久保眞澄  
竹内幸子 竹内峯子 谷口肇 知本哲郎 塚崎康弘 戸田律子 鳥居淳子 鳥海保子 鳥飼光子  
内藤信子 中橋恵子 中村紀子 中山八枝子 榑崎千恵子 成毛彩 西端萬里子 西端洋子  
野沢佳織 野尻信江 野田彩子 野村郁子 畠中ルイザ 林貞行 林滋 林美紀 原清美  
平尾賢三郎 ファイン千香子 古屋孝子 細井純子 細渕元洋 細矢次子 本田八恵子 前田武昭  
松本佑子 三上登與子 右谷亮次 水田泰子 水野賀弥乃 御手洗美智子 矢澤香織 山口要子  
山崎喜美子 山本進三 山本光子 吉岡多子 吉澤理恵子 依田良宗 渡邊啓 渡辺正子  
アンドリュー・ニューマン (敬称略、あいうえお順)



## 役員（2013年3月現在）

理事長 大槻弥栄子  
副理事長 / 大森邦子  
常務理事

理事 犬塚静衛 梅田勝利 加藤仁志 坂本光彦 鳥居淳子 前田武昭  
松本哲郎 吉永通憲

監事 栗原安夫 林滋

評議員 アラン・ヴァクジャル 飯島澄子 池田千鶴子 伊部亜理子 梅田勝利 海沼美智子  
加藤仁志 鎌倉晴久 神田憲次 木村秀夫 佐伯英隆 坂本光彦 園田天光光  
滝永敏之 遠山明良 鳥居淳子 長島幸男 松本哲郎 御手洗美智子  
山本進三 吉永しのぶ

顧問 大谷リツ子 高尾幸治 右谷亮次 原澤政純

## ソーシャルワーカー、ケースエイド（2013年3月現在）

大森邦子 伊部亜理子 相宮陽子 石川美絵子 伊藤サガー 榎本まり 江部由里 大場亜衣  
小笠原健樹 ステラ・オカンボス 椎名康恵 重藤裕子 田中美結 知本哲郎 成毛彩 根岸理恵



アメリカで新しい家族を持った3兄弟は、友達がたくさん出来ました

---

---

### 社会福祉法人 日本国際社会事業団 International Social Service Japan

〒153-0051 東京都文京区湯島 1-10-2 御茶ノ水K&Kビル3F

TEL (03)5840-5711(代) FAX (03)3868-0415 IPTEL (050) 5527-0968

E-Mail [issj@issj.org](mailto:issj@issj.org) URL <http://www.issj.org>

---

---

## 支援のお願い

私たちは「子どもの幸せを第一に！」を願って活動している社会福祉法人です。  
皆様の温かいご支援をお待ちしております。  
皆様のご寄付・ご支援は、活動資金として大切に活用させていただきます。

こんな時にご寄付を・・・

- お誕生日、結婚記念日
- 子どもや孫が生まれた時
- 幸せなニュースに接した時
- その他、故人の遺志を尊重して

ISSJへのご寄付は、寄付金控除等の税の優遇措置の対象となります。  
皆様のご寄付、ご支援で多くの子どもたちの笑顔が広がりました！



会

員

募

集

！

振込先：三菱東京UFJ銀行中目黒支店 普通0397932

郵便振替 00190-7-64911

加入者名 社会福祉法人 日本国際社会事業団

団体・法人会費 年／1口 120,000円

団体・法人賛助会費 年／1口 50,000円

個人・グループ会費 年／1口 5,000円 (何口でも可)

その他金額の多少にかかわらず、切手、テレホンカード等ご支援を受付けております。

平成25年度 児童福祉週間標語

君がいる ただそれだけで うれしいよ

厚生労働省